

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下、改正義務標準法）が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級、定員を維持した上で高等学校での35人学級も早期実施が必要です。さらにきめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠です。そのうえ、文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積している上、新型コロナウイルス感染症対策など教職員は不断の努力を続けており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、それだけ地方自治体の財政を圧迫し、さらに自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校、加えて高等学校においても定員を維持した上で35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年7月9日

兵庫県朝来市議会議員 本 稔